君津ソーシャルイノベーションプラットフォーム（Ｋ－ＳＩＰ）

実施要項

１　事業概要

民間事業者との対話を通じて、独自のアイデアやノウハウを活用した提案を受け付け、市の事業の効率化や財政の負担軽減を図るとともに、本市が持つ資源を有効に活用することで、市民サービスの質の向上や地域の課題解決等を目指します。

２　募集要件

(1) 業務の改善・効率化、質の高い行政サービスの実現、社会的・地域的課題の解消、新たな価値の創造、経費削減や財源確保などに寄与する内容であること
(2) 市に新たな財政負担が生じないこと（ただし、長期的に財政負担の軽減が見込まれるなど、財政的効果が認められる場合は対象とする）

３　募集区分

(1) フリー型

提案者の持つノウハウや技術力等を活かした行政課題等の解決手法を広く募集します。

(2) テーマ型

本市が提示する具体的な行政課題等の解決手法について募集します。

４　応募資格

提案が可能なのは、企業または法人格を有する団体（営利・非営利不問）とします。

なお、提案者は提案にあたり下記事項に同意したものとみなし、協議・審査中及び事業完了までに下記事項を満たさないことが判明した場合、それ以降の協議・審査及び事業の中止をします。

(1) 応募者自身が主体となってプロジェクトに取り組むこと
(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は君津市暴力団排除条例（平成２４年条例第３号）に該当しない者であること
(3) 不法行為、公序良俗に反する目的での提案でないこと
(4) 宗教活動、政治的活動等特定の思想信条の普及を目的とした提案でないこと
(5) マルチ又はそれに類する行為、その他消費者に著しい不利益が発生するおそれのある活動内容ではないこと
(6) 市は事業実施に伴う金銭的支援は一切しないこと
(7) 市に提供する情報について、虚偽の申告がないこと

(8) 市に提出した資料は返却されないこと
(9) 事業実施によって収集した情報をむやみに公表してはならないこと

５　応募から事業実施までの流れ

(1) 応募
市ホームページに掲載している申込フォームから応募してください。
(2) 相談受付・事業所管課の調整
政策推進課において事前相談を受付け、事業所管課の調整を行います。
(3) 提案内容の精査
事業所管課を交え、提案内容や事業実現性等の精査を行います。
提案内容の精査時に、提案者に説明を求める場合があります。
(4) 実施内容に関する詳細協議
事業所管課と提案者間において、事業の実施内容の詳細を協議します。
(5) 実施協定の締結
事業所管課と提案者間で実施協定を締結します。
(6) 事業の実施
実施協定に基づき事業を実施します。

６　留意事項

(1) 実施協定は、当該事業の実施に係る期間や業務分担などの記載を想定しており、その他必要な事項は市と提案者の協議で記載内容を決定します。
(2) 事業終了と同時に実施協定も終了し、予算を伴う事業化を検討する場合は、別途公募等を実施し、公平性・透明性の確保に努めます。
(3) 公募の際は、提案事業者に対するインセンティブも検討します。
(4) 事業の実施をもって、将来的な予算措置を保証するものではありません。